

令和6年度 群馬県狩猟免許試験のご案内

留意事項

- 網猟及びわな猟免許は18歳から、第一種及び第二種銃猟免許は20歳から受験することができます。
- 18歳・19歳の方は、わな猟免許の受験手数料が免除されます。狩猟免許試験日に18歳又は19歳であることが条件となります。
- 定員管理のため、正式な申請の前に仮申込が必要となります。定員超過の場合は抽選により人数調整を実施します。
- 受験が不可能となった場合、手数料は返還できませんので、ご了承ください。

1 狩猟免許の種類

狩猟免許は、猟法の種類により以下の4種類に区分されています。

免許の種類	使用できる猟法
網猟	網(むそう網、はり網、つき網等)を使用する猟法
わな猟	わな(くくりわな、はこわな等)を使用する猟法
第一種銃猟	銃器(装薬銃、空気銃)を使用する猟法
第二種銃猟	空気銃を使用する猟法

2 受験資格

群馬県に住所を有し、次のいずれにも該当しない方です。

- (1) 統合失調症、そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)、てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が発生しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている方
- (2) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒の方
- (3) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い方
- (4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない方
- (5) 狩猟免許を取り消され、その取消の日から3年を経過しない方(その取消しに係る狩猟免許を受ける場合に限る。)
- (6) 不正な手段によって狩猟免許試験を受験し、又は受験しようとしたため、受験を禁止されている方

3 事前申請手続き

狩猟免許試験の受験を希望する方は、仮申し込みが必要です。仮申込により、抽選で選出された方のみ、正式な申請が可能です。選出されなかった場合は申請を受け付けることができませんのでご了承ください。

下記 QR コード又は URL より「ぐんま電子申請受付システム」にアクセスし、各回の仮申込受付期間内に申し込みをして下さい。

<QRコード>



<URL>

https://s-kantan.jp/pref-gunma-u/offer/offerList_initDisplay.action

※仮申込の詳細な手順は、別紙「狩猟免許試験 仮申込方法」を御確認ください。

※電子申請受付システムから申込みができない場合、住所地を管轄する(環境)森林事務所へお問い合わせください。

4 狩猟免許試験日程及び会場

○第一種銃猟・第二種銃猟(単願のみ)

日時	会場	申請手続期限	仮申込受付期間
7月13日(土) 9:30~	群馬県庁29階 前橋市大手町 1-1-1	6月21日(金)	5月28日(火)~6月4日(火) 17時まで
9月28日(土) 9:30~	群馬県庁29階 前橋市大手町 1-1-1	9月6日(金)	8月13日(火)~8月20日(火) 17時まで
12月14日(土) 9:30~	群馬県庁29階 前橋市大手町 1-1-1	11月29日(金)	11月5日(火)~11月12日(火) 17時まで

※群馬県庁は、駐車場が午前8時開場、午前9時開庁です。

※6月29日(土)、9月14日(土)、12月7日(土)に県公社総合ビル(前橋市大渡町1丁目10-7)において、「狩猟免許試験事前講習会」が開催されます(直近の試験の受験者が対象)。受講には申込が必要です。受講料は無料です。昼食、筆記用具、狩猟読本を忘れずにお持ちください。

【問合せ・申込み受付】(一社)群馬県猟友会事務局(電話 027-280-6226)

○網猟・わな猟(併願可) 「網猟」のみ、「わな猟」のみ又は「網猟・わな猟」両方受験したい場合

日時	会場	申請手続期限	仮申込受付期間
6月8日(土) 12:50~	群馬県庁29階 前橋市大手町 1-1-1	5月29日(水)	5月7日(火)~5月14日(火) 17時まで
2月8日(土) 12:50~	群馬県庁29階 前橋市大手町 1-1-1	1月29日(水)	1月7日(火)~1月14日(火) 17時まで

※群馬県庁は、駐車場が午前8時開場、午前9時開庁です。

※午前中に、当日の受験者を対象とした講習会を開催します。受講料は無料です。お申し込みは不要ですので、昼食、筆記用具、狩猟読本をご用意の上、9:30までにお越しください。

○わな猟(単願のみ) 「わな猟」のみ受験したい場合

日時	会場	申請手続期限	仮申込受付期間
8月8日(木) 13:20~	安中市役所松井田庁舎 安中市松井田新堀 245	7月29日(月)	7月5日(金)~7月12日(金) 17時まで
10月16日(水) 13:20~	太田市役所新田庁舎 太田市新田金井町 29	10月4日(金)	9月10日(火)~9月17日(火) 17時まで
1月17日(金) 13:20~	利根沼田振興局庁舎 沼田市薄根町 4412	1月7日(火)	12月6日(金)~12月13日(金) 17時まで

※午前中に、当日の受験者を対象とした講習会を開催します。受講料は無料です。お申し込みは不要ですので、昼食をご用意の上、当日10:00までにお越しください。

5 狩猟免許申請書の提出

(1)提出先

お住まいの市町村を管轄する(環境)森林事務所
※お住まいの市町村とは住民票のある市町村を示します。
※郵送による申請は受け付けません。

(2)受付時間

平日の午前8時30分から午後5時まで

(3)提出物

①狩猟免許申請書

②顔写真1枚

- ・申請前6月以内に撮影
- ・縦 3.0cm 横 2.4cm で無帽、正面、上三分身、無背景
- ・裏面に氏名及び撮影年月日を記載

③手数料(群馬県証紙) 5,200円

(ただし、申請時点で既にほかの種類の手続き済の狩猟免許を所持している方は3,900円)

※免許種別毎に必要です。

※納付後の返還は出来ません

④手数料免除申請書(該当者のみ)

※受験日に18歳、19歳でわな猟の狩猟免許試験を受験する方は、手数料が免除となります。

⑤鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号に該当しない者であることを証する医師の診断書

(ただし、銃砲刀剣類所持取締法第4条第1項第1号の規定による所持許可証の写しを添付する場合は不要)

※診断書は申請日前3か月以内に発行されたもの。

※精神科や心療内科のほか、かかりつけの内科等で発行した診断書でもかまいません。

⑥返信用封筒1通

- ・郵便番号、住所、氏名を記載
- ・84円切手を添付

6 試験当日の持ち物

- (1) 受験票
- (2) 筆記用具
- (3) 眼鏡、補聴器等(視力・聴力試験を実施するため)
- (4) 軍手等作業用手袋(わな猟のみ。わなの架設を実施するため)

7 試験狩猟免許試験の出題内容

(1)適性試験

視力、聴力、運動能力

※網膜又はわな猟で一眼が見えない場合、他眼の視力が0.5以上かつ視野が左右150度以上である旨の医師の診断書を提出すること。

※銃猟でどちらかの目が0.3に満たない場合又は一眼が見えない場合、他眼の視力が、0.7以上かつ視野が左右150度以上である旨の医師の診断書を提出すること。

(2)知識試験

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具に関する知識、鳥獣に関する知識、鳥獣の保護管理に関する知識

(3)技能試験

猟具の判別・取扱、鳥獣の判別、距離の目測(第一種及び第二種銃猟のみ)

8 お問い合わせ・お申し込み ※お住まいの市町村を管轄する事務所へ提出してください

申請書類提出先	お住まいの市町村	連絡先
渋川森林事務所 森林係	前橋市、伊勢崎市、渋川市、榛東村、 吉岡町、玉村町	渋川市金井 395 0279-22-2763
西部環境森林事務所 森林係	高崎市、安中市	高崎市台町 4-3 027-323-4021
藤岡森林事務所 林業政策係	藤岡市、上野村、神流町	藤岡市下栗須 124-5 0274-22-2253
富岡森林事務所 森林係	富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町	富岡市田島 343-1 0274-62-1535
吾妻環境森林事務所 森林係	中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、 高山村、東吾妻町	中之条町中之条町 664 0279-75-4611
利根沼田環境森林事務所 森林係	沼田市、片品村、川場村、昭和村、 みなかみ町	沼田市薄根町 4412 0278-22-4481
桐生森林事務所 林業政策係	桐生市、太田市、館林市、みどり市、 板倉町、明和町、千代田町、大泉町、 邑楽町	桐生市相生町 2-331 0277-52-7373

※群馬県庁環境森林部自然環境課でもお問い合わせを承りますが、申請書類の受付はできません。

群馬県庁環境森林部自然環境課(前橋市大手町 1-1-1)

・電話:027-226-2874 ・FAX:027-243-7702 ・メール kanshizen@pref.gunma.lg.jp